

11. 段階的整備の方針

11.1 段階的整備のプロセス

新キャンパスへの統合移転事業では、約275haの広大な敷地に、約50万㎡を超える施設等を、財政状況を勘案しながら、計画的に順次整備する。

現有の移転対象団地である箱崎地区、六本松地区、原町地区の移転対象部局が、新キャンパスの施設整備に合わせて、継続的に順次移転する計画である。

このような段階的整備と移転を行なう上で、研究・教育活動および学生、教職員の生活に出来るだけ支障をきたさないよう、十分に配慮する。

(1) 移転順序の考え方

(平成 11 年 7 月 将来計画小委員会に基づき一部修正を加えている)

1) 移転順序案

| 時期 | 計画延床面積 (万㎡) | | |
|------------|---|---|---|
| | 第 1 ステージ | 第 2 ステージ | 第 3 ステージ |
| 新キャンパスへの移転 | 工学系 (10.5) 理系図書館 (2.0) 情報基盤センター 全学教育 / 工、その他 (4.5) | 工学系 (3.5) 理学系 (5.5) 文系、中央図書館 (8.5) 全学教育 / (3.5) 理、文、医、歯、薬、その他 | 農学系 (5.0) 全学教育 / 農、その他 (7.0) |
| | 六本松から箱崎への移転 | 全学教育 / 文、農、医、歯、薬 | |
| 計画床面積 計 | 17.0 | 21.0 | 12.0 |

移転ステージ別の移転対象の部局と施設の延床面積 (概算)

- ・全学教育の一部が元岡へ直接移転し、他の一部が箱崎に一旦移転したのち、元岡への再移転を行う。
- ・第 1 ステージ第 1 陣の移転開始から第 3 ステージの移転終了までを、概ね10年程度と想定している。
- ・施設は棟毎に建設されるため、移転は逐次行われる。この移転順序案は部局移転順序に関するおおまかな方針を示すものであり、施設によっては時期が前後する場合があります。実験施設等については、所属部局の移転を考慮して個々に検討する。

・その他には以下のような施設を想定している。それぞれに関わる機能の移動については、別途検討する。

- ・第 1 ステージ：大学会館、交流施設 等
- ・第 2 ステージ：体育館、大学講堂、留学生センター、交流施設、学生宿舎 等
- ・第 3 ステージ：農場施設、事務局庁舎、学生宿舎 等

2) 移転順序の検討における配慮事項

- ・新キャンパスにおける全学教育体制の早期実現
- ・文理融合キャンパスの早期実現
- ・既存キャンパスにおいて、老朽化が深刻な施設の代替となる施設の新キャンパスでの早期更新を重視

(2) 施設整備の進め方

マスタープラン策定後、新キャンパスにおける施設整備の進め方は以下の通りとなる。

1) 造成関連

造成基本設計、造成実施設計を行い、粗造成工事を実施する。

2) 地区別基本設計

施設の実実施設計に先立ち、移転順序案に基づく適切な時期に、本マスタープランおよび関連部局のアカデミック・プランに基づきながら、各地区(ブロック)単位で地区別基本設計を行なう。

地区別基本設計では、地区全体の配置計画(各施設、道路、駐車場、オープンスペース等の配置計画)及び各施設の概略設計等を行なう。

3) 施設等の実施設計

本マスタープラン及び地区別基本設計に基づき、適切な時期に、各施設の実実施設計を行なう。

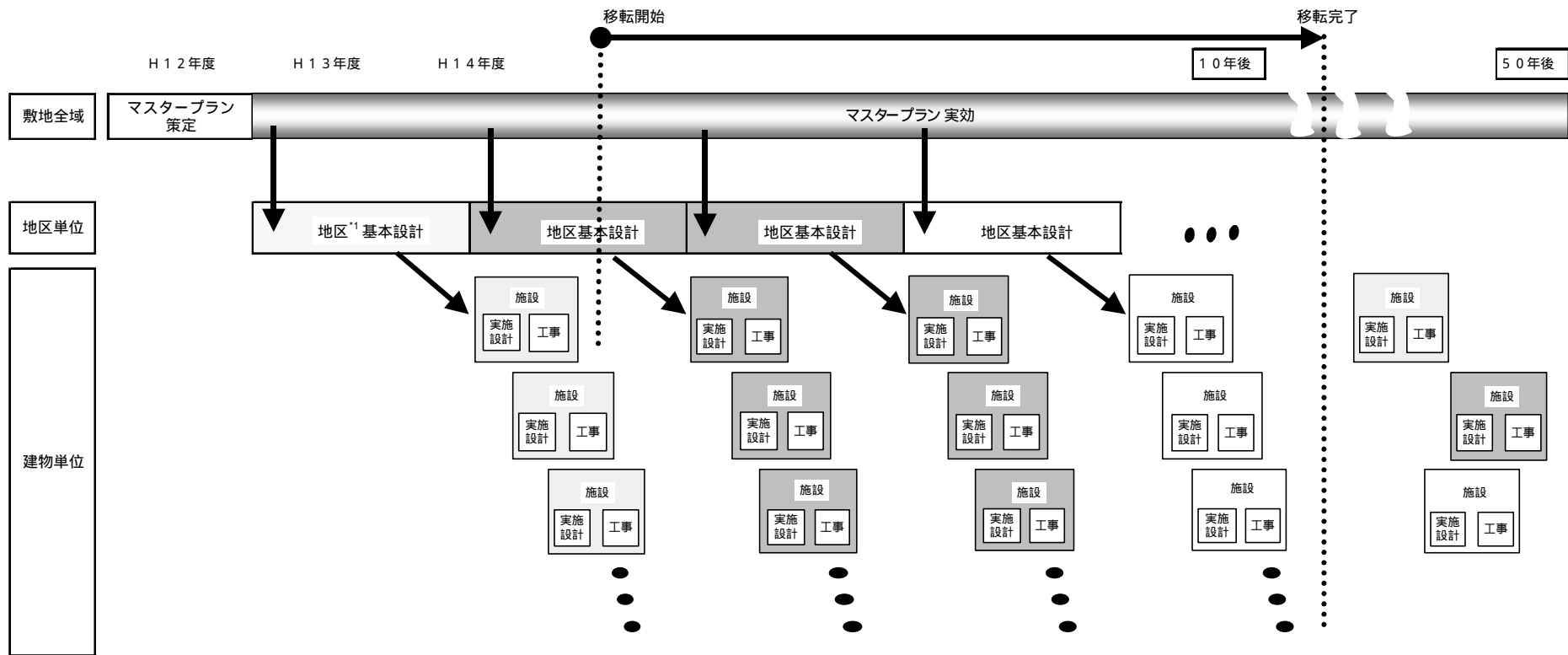
4) 施設等の整備

実施設計に基づき、各施設を建設、整備する。

(3) 施設整備の考え方

移転順序の考え方を踏まえ、国の財政状況に柔軟に対応できる施設整備年次計画を立てることとする。

また、施設整備の年次を検討、調整するにあたっては、各年次の施設整備費を出来るだけ平準化するなどの工夫を行なう。



注：*1 地区 = 敷地約275 h a を移転順序と機能関連を考慮し、適正規模に分割して単位を設定したもの。

図 11-1-1 研究・教育施設の整備の進め方のイメージ

11.2 地域と連携した段階的整備のための対応

移転途中段階に想定されるさまざまな課題に対して、九州大学学術研究都市推進協議会、地元自治体、地元住民の方々と協力しながら、円滑に研究・教育活動等が実施できるよう配慮した環境づくりを行う。

(1) 教育・研究活動

関連部局が、複数年にまたがって移転する場合は、移転過渡期のカリキュラムを工夫する等、特に教育に対し支障をきたさないように努める。

研究・教育上関連がある共通施設(各種センター等)が関連部局と同時に移転しない場合は、人員や機器の配置などを工夫し、支障をきたさないよう十分配慮する。

(2) 通学・通勤

地元自治体等の関係機関と綿密な協議を行い、通学・通勤者の新キャンパスへのアプローチ・ルートを確保する必要がある。

移転の各ステージにおける通学・通勤に不便をきたさないように、各ステージごとに公共交通機関と綿密な協議を行なう必要がある。

駐車場は、計画的に順次整備するが、公共交通でカバーできない通学・通勤者のために、必要に応じて仮設駐車場を整備する必要がある。

(3) 生活支援

新キャンパスは、福岡市郊外部の市街化調整区域に位置するため、徒歩圏内に生活利便施設等の集積がない。移転初期段階において、周辺の利便施設、居住施設の早期整備が進まない場合は、不便をきたさないような配慮が必要である。

(4) 施設の暫定的利用

段階的な移転の過渡期には、本設の施設建設の一部が運用開始に間に合わない場合も想定しておく必要がある。研究・教育上及び新キャンパス内での生活上支障となる場合は、建設施設の暫定的利用等により柔軟に対応する。

(5) 整備期間中の安全確保

本キャンパス移転事業は、段階的に施設を整備しながら、順次開校していくものである。建設期間中は、キャンパス内では運用開始した施設群と工事中の施設群が混在することとなる可能性もある。その場合には、工事用車両の通路と建物利用者の通路を分離し、施設利用者の安全性を十分確保する。